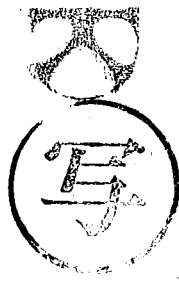


郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について

(諮問第1090号)

<目 次>

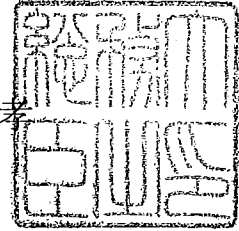
1	諮問書	1
2	改正概要	2
3	省令案・新旧対照条文	14
4	意見募集において提出された意見 及びそれらに対する考え方	18



諮問第1090号  
平成25年11月12日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 新藤 義孝



### 諮問書

平成26年4月1日から消費税率（地方消費税率を含む。）が5%から8%に引き上げられることに伴い、郵便法（昭和22年法律第165号）第67条第2項第3号及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第16条第2項第2号の規定に基づき、郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成15年総務省令第27号）の一部を改正することといたしたい。

については、郵便法第73条第2号及び民間事業者による信書の送達に関する法律第37条第1号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

# 郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要

## 1 改正の背景

- (1) 平成 26 年 4 月から消費税率が 5 % から 8 % に引き上げられることに伴い、公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処することが政府方針とされており（平成 25 年 8 月 1 日物価担当官会議申合せ、同年 8 月 6 日消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部報告）、郵便料金においてもこれを踏まえた対応が必要となる。
- (2) また、今回の消費税率引上げによる日本郵便株式会社の郵便料金に係る税負担増加額は約 380 億円と見込まれる。これは、同社全体の営業利益（25 年度通期見通し 220 億円）を超える規模であり、郵便料金に消費税率引上げ分を適正に転嫁することにより対応する必要がある。
- (3) 郵便料金の改定手続は、第一種郵便物（封書）・第二種郵便物（葉書）は届出制、第三種郵便物（定期刊行物）・第四種郵便物（通信教育等）は認可制とされているが、第一種郵便物のうち 25 グラム以下の定形郵便物については、郵便法施行規則で定める上限料金（現行 80 円）を超えてはならないこととされている。  
このため、郵便料金全体に消費税率引上げ分を円滑かつ適正に転嫁できるよう、郵便法施行規則で定める上限料金を改正する等所要の措置を講ずる必要がある。

## 2 改正の概要

### (1) 郵便法施行規則の改正

第一種郵便物のうち 25 グラム以下の定形郵便物の上限料金の額は、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して、現行は「80 円」と規定されている（第 23 条）。当該上限料金の額について、今般の消費税率引上げ分を適正に転嫁できるよう、「82 円」に改正する。

$<80 \text{ 円（現行）} \times 108/105 \text{（消費税率引上げ分）} = 82 \text{ 円（1 円未満四捨五入）} >$

### (2) 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の改正

一般信書便役務のうち 25 グラム以下の信書便物の上限料金の額について、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して、現行は定形郵便物の上限料金の額と同額の「80 円」と規定されている（第 23 条）ことから、上記の定形郵便物の上限料金の額の改正にあわせて、「82 円」に改正する。

## 3 施行期日

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成 26 年 4 月 1 日）から施行する。

# 郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達 に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

## 参考資料

# 消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する政府方針

## 消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について

(平成25年8月1日物価担当官会議申合せ、同年8月6日消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部報告)

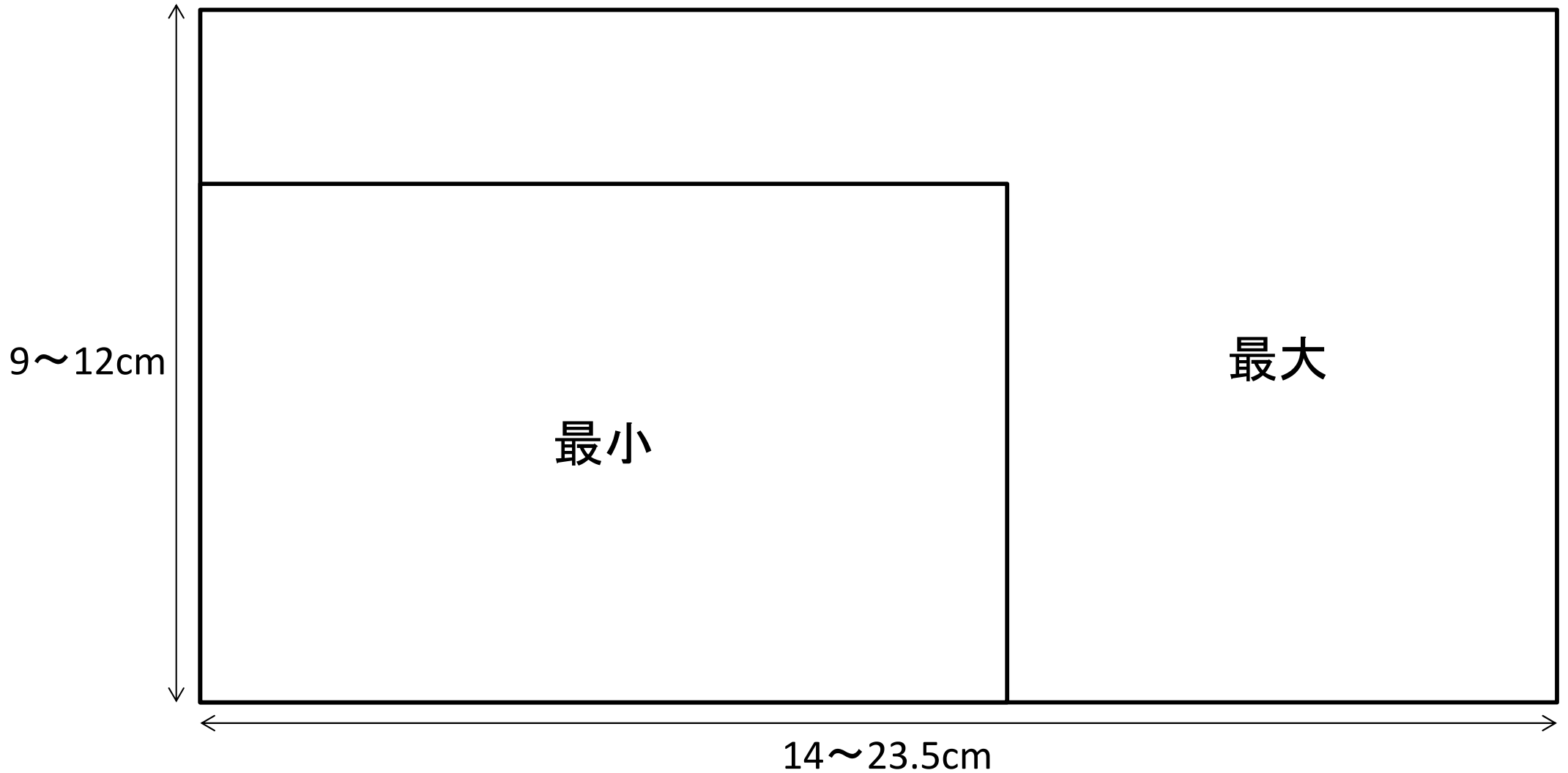
1. 消費税率の引上げに伴い公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する。その際には、公共料金等が物価及び国民生活に大きな影響を及ぼすことに鑑み、厳正に取り扱う。
2. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁と併せて、税負担以外の費用の変化等による公共料金等の改定申請がなされる場合には、個別案件ごとに厳正に対処する。その際には、公共料金等の特性に応じ、可能な場合には、事業全体又は料金体系全体として、税負担の転嫁に係る改定分と、それ以外の要因による改定分とを区別して公表する等、利用者等の十分な理解が得られるように努める。
3. 端数処理は、合理的かつ明確な方法により行う。また、事業全体又は料金体系全体で消費税率引上げに伴う税負担の適正な転嫁を行うことを前提として、個別の公共料金等の改定率に差を設けようとするときは、利用者負担の公平及び原価主義の観点から、合理的な限度を超えない範囲で調整する。
4. 消費税率の引上げを前提とした公共料金等の改定を、消費税率引上げの適用日前に実施することは認めない。
5. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁のための公共料金等の改定申請に係る手続については、通常必要となる申請書類・審査基準について、適切な情報を広く一般に提供するよう努めつつ、その運用をできる限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図る。

# 郵便料金の改定手続・適合条件

種別	届出・認可の別	料金が適合すべき条件(郵便法第67条)	
		料金の上限	その他
第一種郵便物 (封書)	届出制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・25グラム以下の定形郵便物の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額(※)を超えないものであること</li> <li>※省令の制定改廃に当たっては審議会への諮問が必要。今般「80円」から「82円」に改正。</li> <li>・郵便書簡の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ適正な利潤を含むものであること</li> <li>・配達地により異なる額が定められていないこと(会社の一の事業所においてその引受及び配達を行う郵便物の料金を除く)</li> <li>・定率又は定額をもって明確に定められていること</li> <li>・特定の者に対し不当な差別的取扱いをすするものでないこと</li> </ul>
第二種郵便物 (葉書)	届出制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常葉書の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること</li> </ul>	
第三種郵便物 (定期刊行物)	認可制 ※認可に当たっては審議会への諮問が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配達地により異なる額が定められていないこと(会社の一の事業所においてその引受及び配達を行う郵便物の料金を除く)</li> <li>・定率又は定額をもって明確に定められていること</li> <li>・特定の者に対し不当な差別的取扱いをすするものでないこと</li> </ul>
第四種郵便物 (通信教育等)	認可制 ※認可に当たっては審議会への諮問が必要		

# 定形郵便物の大きさ及び形状

- ・表面及び裏面は長方形
- ・厚さは最も厚い部分において1cmを超えないもの



※郵便法施行規則第22条で規定。料金上限規制の対象となる25g以下の信書郵便物の大きさ及び形状も同様(民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則第22条)。

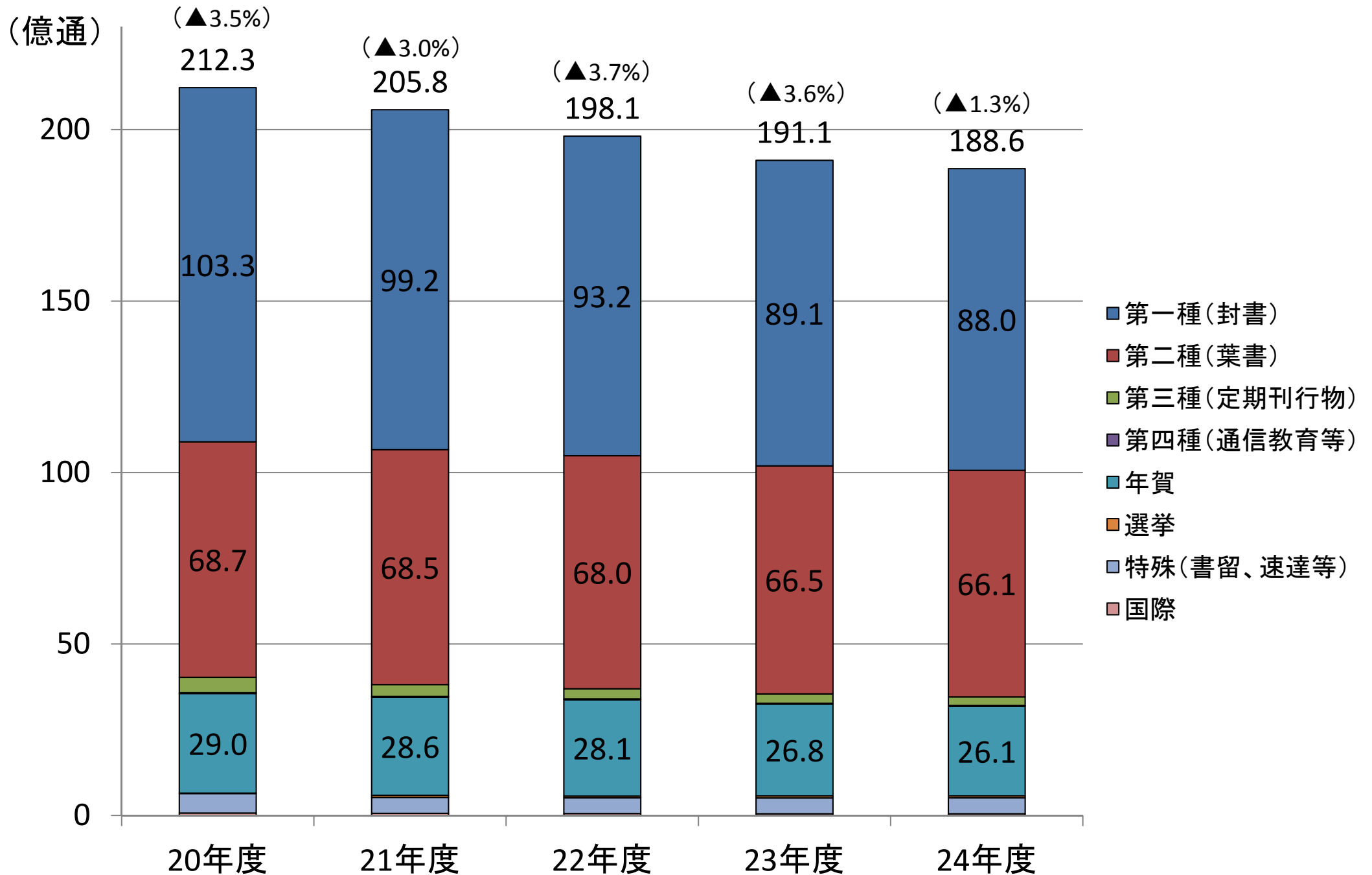
# 主な郵便料金の推移

	第一種(封書)		第二種	備考
	定形		通常葉書	
	～25g	～50g		
昭和56. 1. 20～	60円	70円	30円	
昭和56. 4. 1～	↓	↓	40円	
平成元. 4. 1～	62円	72円	41円	消費税3%導入
平成6. 1. 24～	80円	90円	50円	
平成9. 4. 1～	↓※	↓※	↓※	消費税5%に引上げ

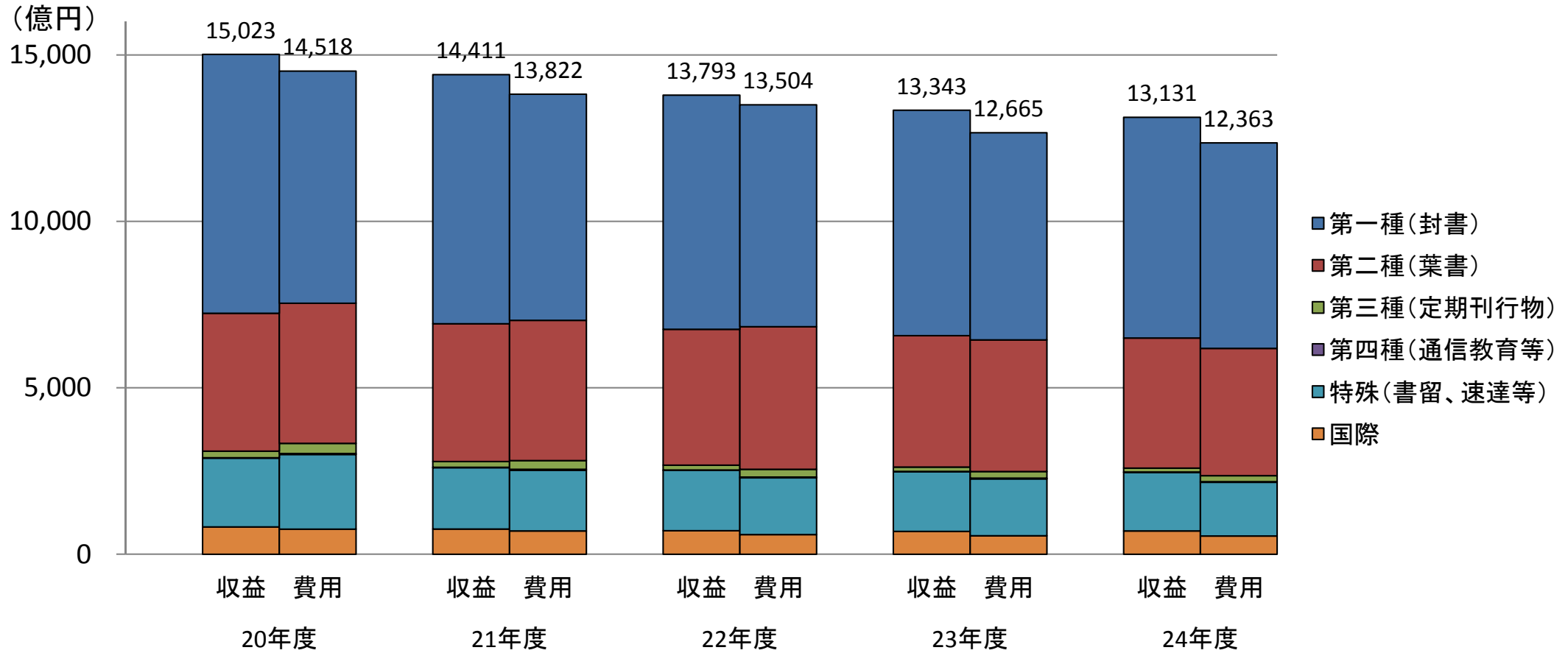
※平成9年4月1日からの消費税率5%への引上げ時は、消費税率引上げ分を経営努力により吸収し、郵便料金を据え置いた(当時は郵便事業は国営)。



# 引受郵便物数の推移



# 郵便事業の収支の推移



	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	営業収益	営業費用	営業損益	営業収益	営業費用	営業損益	営業収益	営業費用	営業損益	営業収益	営業費用	営業損益	営業収益	営業費用	営業損益
第一種(封書)	7,780	6,976	804	7,484	6,796	688	7,035	6,668	366	6,774	6,226	548	6,633	6,175	458
第二種(葉書)	4,145	4,213	▲67	4,142	4,214	▲73	4,084	4,283	▲199	3,948	3,956	▲8	3,910	3,827	83
第三種(定期刊行物)	199	304	▲105	173	262	▲89	145	234	▲89	131	198	▲67	117	178	▲61
第四種(通信教育等)	10	28	▲18	9	31	▲21	9	23	▲14	8	20	▲11	8	19	▲11
特殊(書留、速達等)	2,069	2,246	▲177	1,847	1,818	29	1,816	1,707	108	1,795	1,710	85	1,762	1,616	145
国際	819	752	68	756	702	54	706	589	116	686	556	130	700	547	153
計	15,023	14,518	504	14,411	13,822	589	13,793	13,504	288	13,343	12,665	678	13,131	12,363	767

# 郵便事業株式会社・日本郵便株式会社の業績の推移

## ○郵便事業株式会社

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
営業収益	1兆8,652億円	1兆8,130億円	1兆7,798億円	1兆7,648億円
営業利益	448億円	427億円	▲1,034億円	▲223億円
経常利益	589億円	569億円	▲890億円	▲100億円
当期純利益	298億円	▲474億円	▲354億円	▲45億円

## ○日本郵便株式会社

	平成24年度(※)			平成25年度(見通し)		
		郵便事業 セグメント	郵便局事業 セグメント		郵便事業 セグメント	郵便局事業 セグメント
営業収益	2兆7,540億円	1兆7,544億円	1兆1,879億円	2兆7,290億円	1兆7,271億円	1兆1,877億円
営業利益	713億円	374億円	272億円	220億円	50億円	173億円
経常利益	801億円	478億円	322億円	270億円	77億円	194億円
当期純利益	600億円	311億円	289億円	110億円	35億円	80億円

※平成24年度の数値は、統合前の郵便事業株式会社の期間(平成24年4月～9月)を合算したもの

(参考)

- ・郵便事業セグメント・・・郵便事業、印紙の売りさばき、お年玉付郵便葉書等の発行、物流業、その他
- ・郵便局事業セグメント・・・郵便・物流事業に係る窓口業務、銀行窓口業務等、保険窓口業務等、カタログ等を利用した商品の販売等及び販売等に係る契約の取次ぎ等、不動産事業、その他

# 主な郵便料金

種類		現行料金	× 108/105		
第一種郵便物	定形郵便物	～25g	80円	82.29円	
		～50g	90円	92.57円	
	定形外郵便物	～50g	120円	123.43円	
		～100g	140円	144.00円	
		～150g	200円	205.71円	
		～250g	240円	246.86円	
		～500g	390円	401.14円	
		～1kg	580円	596.57円	
		～2kg	850円	874.29円	
		～4kg	1,150円	1,182.86円	
		レターパックライト	350円	360.00円	
	郵便書簡		60円	61.71円	
第二種郵便物	通常葉書		50円	51.43円	
	往復葉書		100円	102.86円	
第三種郵便物	下記以外	～50g	60円	61.71円	
		50gを超えるもの 50gごとに	8円増	8.23円増	
	毎月3回以上発行する新聞紙1部又は1日分を内容とし、発行人又は売りさばき人から差し出されるもの	～50g	40円	41.14円	
		50gを超えるもの 50gごとに	6円増	6.17円増	
	心身障害者団体の発行する定期刊行物を内容とし、発行人から差し出されるもの	毎月3回以上発行する新聞紙	～50g	8円	8.23円
			50gを超えるもの 50gごとに	3円増	3.09円増
	その他のもの	～50g	15円	15.43円	
		50gを超えるもの 50gごとに	5円増	5.14円増	

# 主な郵便料金

種類			現行料金	× 108/105	
第四種郵便物	通信教育用郵便物		～100g	15円	15.43円
			100gを超えるもの 100gごとに	10円増	10.29円増
	点字郵便物、特定録音物等郵便物		～3kg	無料	無料
	植物種子等郵便物		～50g	70円	72.00円
			～75g	110円	113.14円
			～100g	130円	133.71円
			～150g	170円	174.86円
			～200g	200円	205.71円
			～300g	230円	236.57円
			～400g	270円	277.71円
			400gを超えるもの 100gごとに	50円増	51.43円増
	学術刊行物郵便物		～100g	35円	36.00円
			100gを超えるもの 100gごとに	25円増	25.71円増
特殊取扱	速達		～250g	270円	277.71円
			～1kg	370円	380.57円
			～4kg	630円	648.00円
	書留	現金書留	損害要償額1万円まで	420円	432.00円
		一般書留	損害要償額10万円まで	420円	432.00円
		簡易書留(損害要償額5万円)		300円	308.57円
	引受時刻証明			300円	308.57円
	配達証明	差出時		300円	308.57円
差出後に依頼する場合		420円	432.00円		

# 現在発行されている切手



1円



3円



5円



10円



20円



30円



50円



50円  
(慶事用)



50円  
(弔事用)



70円



80円



80円  
(慶事用)



90円



90円  
(慶事用)



100円



110円



120円



130円



140円



160円



200円



270円



300円



350円



420円



500円



1000円

⇒郵便料金の改定に伴い、現在発行されている切手と貼り合わせて使用するための差額用切手や改定後の料金の額に対応する切手の新規発行が必要

○総務省令第 号

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十七条第二項第三号及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第十六条第二項第二号の規定に基づき、郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年 月 日

総務大臣 新藤 義孝

郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（郵便法施行規則の一部改正）

第一条 郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「八十円」を「八十二円」に改める。

（民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「八十円」を「八十二円」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行の日（平成二十六年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

第二条 日本郵便株式会社は、施行日前においても、第一条の規定による改正後の郵便法施行規則第二十三条の規定の例により、郵便法第六十七条第一項に規定する郵便に関する料金（実施期日が施行日以後であるものに限る。）を定め、同項の規定による届出をすることができる。

第三条 一般信書便事業者は、施行日前においても、第二条の規定による改正後の民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則第二十三条の規定の例により、民間事業者による信書の送達に関する法律第十条第一項に規定する一般信書便役務に関する料金（実施予定日が施行日以後であるものに限る。）を定



め、同項の規定による届出をすることができる。

郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定形郵便物の料金の上限） 第二十三条 法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、<u>八十二円</u>とする。</p>	<p>（定形郵便物の料金の上限） 第二十三条 法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、<u>八十円</u>とする。</p>

○民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（大きさ及び形状の基準に適合する二十五グラム以下の信書便物の料金上限の額） 第二十三条 法第十六条第二項第二号の総務省令で定める額は、<u>八十二円</u>とする。</p>	<p>（大きさ及び形状の基準に適合する二十五グラム以下の信書便物の料金上限の額） 第二十三条 法第十六条第二項第二号の総務省令で定める額は、<u>八十円</u>とする。</p>

「郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」の意見募集において提出された意見及びそれらに対する考え方

意見提出期間：平成 25 年 10 月 5 日（土）から 11 月 5 日（火）まで

提出された意見の件数：9 件

番号	提出された意見	意見に対する考え方
1	<p>結論：改正案に賛成。消費税率の引上げという日本郵便側に全く責任の無い理由による値上げであり、郵便網の安定運用の重要性を考えれば、本件値上げは妥当だと思います。</p> <p>《個人》</p>	<p>本改正案に賛成の御意見として承ります。</p>
2	<p>郵便料金に関しては国民生活の中での重要性かつユニバーサルサービスを維持するために必要最小限の料金と定めている事から、今回の 82 円への改定は妥当と思いますが、今後消費税が 10%に上がる事や日本郵便株式会社での利益幅減少、加えて郵便物数の恒常的減少などを鑑みると、90～100 円程度までの改定でも良いのではないのでしょうか？</p> <p>法的な改定の為、日本郵便株式会社の経営に関する事まで踏み込んだ事は出来ませんが、80 円になって 20 年近く経っており、デフレであったとはいえ、最小限の利潤を生みだせるレベルの値段設定とは思えません。</p> <p>《個人》</p>	<p>本改正案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>なお、今回の上限料金の改正は、郵便料金に消費税率引上げ分を適正かつ円滑に転嫁できるようにするためのものですので、将来的な郵便物数の減少等を鑑みた上限料金の改正に係る御意見については、今後の参考として承ります。</p>
3	<p>反対します。</p> <p>《個人》</p>	<p>反対の理由が明らかではありませんが、本改正案は、消費税法等の改正により、消費税率が 5%から 8%に引き上げられることに伴い、消費税の課税対象である郵便料金にも消費税率引上げ分を適正かつ円滑に転嫁できるようにするために必要な措置を講ずるものです。</p>
4	<p>反対です。</p> <p>《個人》</p>	

番号	提出された意見	意見に対する考え方
5	<p>広告郵便物の割引縮小などで確保するべきであり、前回も不便だった 1 円単位の端数はやめてください。</p> <p style="text-align: right;">《個人》</p>	<p>消費税については、政府全体の方針として、円滑かつ適正な転嫁を基本として対処することとされています。今回の上限料金の改正は、そのために必要な措置を講ずるものです。</p>
6	<p>一個人的意見として二案記させていただきます。</p> <p>1、 消費税転嫁の見送り。</p> <p>2、 2円なんて中途半端な額でなく消費税転嫁+実質上値上げとして通常郵便50gまで100円とし、以降一律化とし500g以上は「ゆうパック」扱としては？ 通常郵便物は重量別による料金にする必要はないのでは？ 現行の大口利用者の割引率増大。 郵便ハガキについては通常郵便物での収益力に望みを託し50円に据え置き。</p> <p style="text-align: right;">《個人》</p>	<p>具体的な郵便料金については、今後、本改正案による改正後の上限料金の範囲内で、日本郵便株式会社が定め、総務大臣に届出又は認可申請を行うこととなりますので、御意見は参考として承ります。</p>
7	<p>今回の郵便料金の改正で思い出すのは、使い残りの62円切手がまだ残っていて、それを使うために5円切手と1円切手を限られた面積にべたべたと貼り、せっかく書いた宛名が台無しになってみっともなく、がっかりしたことです。葉書も同様で、しかも深夜や旅先で手紙を書くことが多く、手持ちの切手の図柄の綺麗なものを選んで、追加分の端数の切手を貼るのに、1円切手が足りず、すぐに出せないこともしばしば。消費税が段階的に上がることで、上がった時ふたたびこのような事が起こると考えると、何とかならないかと思います。出すときにその時価の分だけ購入するのが一番だが、気に入った図柄や季節などに合わせた図柄を選ぶのも切手の楽しみなので、端数のついた記念切手も購入せざるをえない。しがたい切手好きのボヤキではあるが、使用者の一意見として知って頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">《個人》</p>	

番号	提出された意見	意見に対する考え方
8	<p>郵便料金値上げの新聞記事を読みました。私は、消費税法第6条及び同法別表第1第4号により、郵便料金には消費税が課税されていないものと理解していました。もし、この理解に間違いがないとすれば、消費税率の引き上げを理由とする郵便料金の値上げは、不可解なのですが、如何でしょうか。</p> <p style="text-align: right;">《個人》</p>	<p>郵便に対する消費税は、郵便の役務の提供の段階で課税されるため、郵便を利用される際に税込の料金分の郵便切手を貼付して差し出していただくこととなります。</p> <p>消費税法第6条及び別表第1第4号の規定は、郵便料金の納付に使用する郵便切手類の購入そのものに対してまで課税することとなると、二重課税となるため、郵便切手類の譲渡には消費税を課さない旨を定めたものです。</p>
9	<p>以前の勤め先では郵送物は日本郵便さんを使っていました。</p> <p>利点 毎日、回収に来てくれる たしか、一通70円だったと思います。</p> <p>ダメな点 速達は無く、次の日には必ず着くとのことでしたが実際、名古屋の本社への書類は一日では届いていないようです。(届かないのがダメとかではなく、それならそうであるときちんと認識の上、説明すべきだと思います)</p> <p>結論、はんこ押すだけのお偉いさんの意見より実際に配達されている方々の意見を聞くのが一番良いと思われま。地方では郵便局は大切な存在であるのは間違いないのですから。</p> <p>しかし、中途半端は良くないと思うので、郵便事業一本に絞ってはいかがでしょうか。</p> <p>新生銀行あたりに譲渡して・・・ ヤマトさんや佐川さんとの銀行へお金預けますか？</p> <p style="text-align: right;">《個人》</p>	<p>本改正案に対する直接の御意見でないため、参考意見として承ります。</p>